国立大学法人群馬大学昭和地区再整備推進室規程

平成26. 7.28 制 定 改正 令和 3.4.1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学に、昭和地区の再整備(以下「再整備」という。)を推進するため、国立大学法人群馬大学昭和地区再整備推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(業 務)

- 第2条 推進室は、再整備に係る次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 基本方針の策定に関すること。
- (2) 計画の作成及び評価に関すること。
- (3)課題の分析及び調査に関すること。
- (4) その他再整備の推進に関し必要な事項
- 2 基本方針の策定若しくは計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらか じめ、施設・環境推進室と連絡調整を行う。

(組 織)

- 第3条 推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。
 - (1) 理事(病院担当)
- (2) 医学系研究科長
- (3)保健学研究科長
- (4) 生体調節研究所長
- (5) その他学長が指名する者 若干人

(室 長)

- 第4条 推進室に室長を置き、前条第1号の室員をもって充てる。
- 2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(検討委員会)

- 第5条 推進室に,第2条各号に掲げる業務のうち医学部附属病院に係る事項を審議する ため,病院再整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(事 務)

第6条 推進室の事務は、関係部課等の協力を得て、施設運営部昭和施設課及び昭和地区 事務部経営企画課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則

この規程は、平成26年7月28日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。